

# 目 次

## 第 1 号 (6月9日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	4
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 諸般の報告	
	日程第4 議案第52号 令和5年度南越前町一般会計補正予算(第2号)	
	日程第5 議案第53号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第6 議案第54号 令和5年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)	
	日程第7 議案第55号 令和5年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)	
	日程第8 議案第56号 令和5年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)	
	日程第9 議案第57号 令和5年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
	日程第10 議案第58号 令和5年度南越前町下水道特別会計補正予算(第1号)	
	日程第11 議案第59号 令和5年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)	
	日程第12 議案第60号 町道路線の変更について	
	日程第13 議案第61号 工事請負契約の締結について	
	日程第14 議案第62号 工事請負契約の締結について	
	日程第15 議案第63号 財産の取得について	
	日程第16 議案第64号 財産の取得について	
	日程第17 報告第1号 令和4年度南越前町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
	日程第18 報告第2号 令和4年度南越前町一般会計事故繰越し繰越計算書について	
	日程第19 報告第3号 令和4年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計繰越明許費繰越計算書 について	
	日程第20 報告第4号 令和4年度南越前町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書について	
	日程第21 報告第5号 令和4年度南越前町下水道特別会計継続費繰越計算書について	
	日程第22 報告第6号 令和4年度南越前町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について	
	日程第23 報告第7号 令和4年度南越前町水道事業会計予算繰越計算書について	
	日程第24 陳情第4号 保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の 採択を求める陳情	
	日程第25 議案の常任委員会付託	
8	散会	12

# 目 次

第 2 号 (6月12日)

1	出席議員	13
2	欠席議員	13
3	説明のための出席者	13
4	職務のための出席者	13
5	議事日程	13
6	本日の会議に付した事件	13
7	議事	
	開議	14
	日程第1 一般質問	
	高谷 直樹	14
	坪川 伸理	18
	加藤 伊平	21
	平谷 弘子	25
	熊谷 良彦	27
	城野 庄一	30
	山本 徹郎	33
	高橋 宏介	37
8	散会	42

# 目 次

## 第 3 号 (6月16日)

1	出席議員	43
2	欠席議員	43
3	説明のための出席者	43
4	職務のための出席者	43
5	議事日程	43
6	本日の会議に付した事件	44
7	議事	
	開議	46
日程第1	議案第52号 令和5年度南越前町一般会計補正予算(第2号)	
日程第2	議案第53号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第1号)	
日程第3	議案第54号 令和5年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)	
日程第4	議案第55号 令和5年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)	
日程第5	議案第56号 令和5年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)	
日程第6	議案第57号 令和5年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
日程第7	議案第58号 令和5年度南越前町下水道特別会計補正予算(第1号)	
日程第8	議案第59号 令和5年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)	
日程第9	議案第60号 町道路線の変更について	
日程第10	議案第61号 工事請負契約の締結について	
日程第11	議案第62号 工事請負契約の締結について	
日程第12	議案第63号 財産の取得について	
日程第13	議案第64号 財産の取得について	
日程第14	陳情第4号 保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情	
	各常任委員長報告	
	自然保護並びに環境保全対策特別委員長報告	
日程第15	議案第65号 南越前町監査委員の選任について	
日程第16	議案第66号 南越前町農業委員会委員の任命について	
日程第17	議案第67号 南越前町農業委員会委員の任命について	
日程第18	議案第68号 南越前町農業委員会委員の任命について	
日程第19	議案第69号 南越前町農業委員会委員の任命について	
日程第20	議案第70号 南越前町農業委員会委員の任命について	
日程第21	議案第71号 南越前町農業委員会委員の任命について	
日程第22	議案第72号 南越前町農業委員会委員の任命について	
日程第23	議案第73号 南越前町農業委員会委員の任命について	
日程第24	議案第74号 南越前町農業委員会委員の任命について	
日程第25	議案第75号 南越前町農業委員会委員の任命について	
8	閉会	54

令和5年6月南越前町議会会議録

招集の告示 令和5年 5月18日 南越前町告示第81号  
招集の期日 令和5年 6月 9日  
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 6月9日(金)

出席議員(敬称略) 12名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平
10番 喜村喜代治	11番 平谷弘子	12番 山本優

欠席議員(敬称略) なし

会議録署名議員 8番 熊谷良彦 9番 加藤伊平

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉光弘		
副町長	北野徹		
総務課長	桶田隆治	観光まちづくり課長	中村勝典
町民税務課長	布川名都子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長	初一剛	建設整備課長	中村公一

(教育委員会)

教 育 長	上田康彦	事 務 局 長	市村 誠
-------	------	---------	------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	清水 幸	書 記	奥谷恵美
--------	------	-----	------

議事日程(別紙のとおり)

## 会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第52号 令和5年度南越前町一般会計補正予算(第2号)

議案第53号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第54号 令和5年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第55号 令和5年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)

議案第56号 令和5年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第1号)

議案第57号 令和5年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第58号 令和5年度南越前町下水道特別会計補正予算(第1号)

議案第59号 令和5年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)

議案第60号 町道路線の変更について

議案第61号 工事請負契約の締結について

議案第62号 工事請負契約の締結について

議案第63号 財産の取得について

議案第64号 財産の取得について

報告第1号 令和4年度南越前町一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 報告第 2 号 令和 4 年度南越前町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 3 号 令和 4 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4 号 令和 4 年度南越前町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5 号 令和 4 年度南越前町下水道特別会計継続費繰越計算書について
- 報告第 6 号 令和 4 年度南越前町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 7 号 令和 4 年度南越前町水道事業会計予算繰越計算書について
- 陳情第 4 号 保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情

議案の常任委員会付託

---

開 会  
〔開会 午前10時03分〕

○議長（喜村喜代治君）6月議会定例会の開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より議員各位におかれましては、議会活動及び町政の運営にご理解とご協力をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

北陸地方の梅雨入りはまだのようでございますが、先般、九州から東海で一斉に梅雨入りの発表があったところ、すぐに、西日本から東日本の太平洋側で記録的な大雨により、河川の氾濫、土砂崩れなど、大災害が発生いたしました。被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を願っております。

本町におきましても、昨年8月の豪雨により甚大な被害があり、現在も復興のさなかでございます。梅雨入りを迎えるこの時期は、台風も発生しやすい時期となっております。理事者各位におかれましては、決して油断せずに、今後とも町民が安心して生活できるよう、災害に備え更なる防災対策に、ご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられました。これでようやく以前のようにイベントなどが開催され、町に活気が戻ってくると思われれます。

また、今期6月定例会では、補正予算をはじめ財産の取得など、重要な案件が多くありますので、議員各位におかれましては、慎重審議いただきますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

ただ今より、令和5年6月南越前町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

〔午前10時03分〕

---

会議録署名議員の指名

○議長（喜村喜代治君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において8番 熊谷良彦君、9番 加藤伊平君を指名いたします。

---

### 会 期 の 決 定

○議長（喜村喜代治君）日程第2 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期につきましては、去る5月12日と6月2日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）議会運営委員長 9番 加藤 伊平君

○9番（加藤伊平君）それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。令和5年6月定例会の運営につきまして、去る5月12日及び6月2日に正副議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。当委員会で協議し決定いたしました結果につきまして、ご報告いたします。

会期につきましては、本日より16日までの8日間といたします。議会日程につきましては、お手元にお配りいたしました日程表のとおりであります。

議員各位のご賛同とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（喜村喜代治君）お諮りいたします。ただいまの加藤委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日から16日までの8日間としたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から16日までの8日間とすることに決定しました。

---

### 諸 般 の 報 告

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第3 諸般の報告を行います。3月議会定例会以降に開催されました会議等については、お手元に配付してあります「諸報告」のとおりです。



次に、監査委員から送付されました「例月出納検査の結果」については、お手元に写しを配付してありますのでご覧願います。

なお、本日までに受理した請願・陳情等は、お手元に配布した受付一覧のとおりでございます。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## 議 案 の 上 程

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第4 議案第52号 令和5年度南越前町一般会計補正予算(第2号)から日程第16 議案第64号 財産の取得についてまでの13議案を一括して議題といたします。

---

## 提 案 理 由 の 説 明

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日ここに、令和5年6月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

はじめに、本年は統一地方選挙の年であり、県知事選挙および県議会議員選挙が4月9日に執行されました。知事選挙においては、現職の杉本達治氏が大差で再選を果たされ、心からお祝いを申し上げます。今後も杉本知事には、来年春の北陸新幹線福井・敦賀開業など100年に一度のチャンスを迎えている福井県を、県と市町の連携を一層高めながら、力強く牽引されるよう、大いに期待をしております。また、県議会議員選挙におきましては、越前市・今立郡・南条郡選挙区において、地元で現職の仲倉典克氏が6選となる当選をされたところであります。本町といたしましても、心からお祝いを申し上げますとともに、福井県および南越前町のさらなる発展にご尽力を期待するところであります。

さて、先月27日、北陸新幹線芦原温泉駅におきまして、この北陸新幹線金沢駅と敦賀駅間の全線のレールが1本につながるレール締結式がとり行われました。これにより、東京・敦賀間の約580キロメートルが1本のレールでつながり、開業ムードが高まってきております。また、北陸新幹線の開業に併せて、中

部縦貫自動車道、冠山峠道路などの道路網も整備をされていくことから、本町におきましても、県内外より、より多くのお客様をお迎えできるように、引き続き関係者の皆様とともに町内の観光地の磨き上げを進めてまいりたいと考えております。

さて、政府は先日、経済財政運営の指針である「骨太方針」の案を示し、賃上げ拡大に向けた環境整備を図り、子ども・子育て政策を抜本的に強化して少子化の傾向を反転させる一方、財政運営については、コロナ禍を脱し、経済が正常化する中で歳出構造を平時に戻していくとしております。特に、この少子化対策については、岸田首相は「次元の異なる少子化対策」を掲げており、令和6年度から3年間に、児童手当の拡充を柱とする「加速化プラン」を推進することとしております。社会全体で子育てを応援することが重要であり、本町としましても国の動向をしっかりと注視しながらこの人口減少対策に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症については、5月8日に感染症の法上の位置付けが「5類」に移行いたしました。県内におけるこの現在の感染状況は、水準としては落ち着いているものの、少しずつ増えている状況も見られます。町民の皆様方には、必要な感染対策を続けていただくとともに、高齢者や基礎疾患を有する方につきましては、新型コロナウイルスワクチンの令和5年春の開始接種を受けることができますので、接種のご検討をいただきたいと思います。

次に、第36回今庄そばまつりについては、先月28日に、嶺北地域初の重要伝統的建造物群の保存地区に選定された「北国街道今庄宿」を中心に開催をいたしました。自慢のそば店を昨年の10店から16店に拡大をし、用意したそばはすべて完売するなど、天候にも恵まれまして町内外から来場した1万人を超える皆様には、「今庄そば」と「今庄宿の街並み」を十分堪能していただけたと思っております。開催にあたりご協力をいただきました地元住民の皆様をはじめ、多くの関係者の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、皆さまとともに、今後の運営方法などを改善しながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、道の駅「南えちぜん山海里」についてでありますけども、令和3年10月のオープンから1年7か月で5月13日に、来場者が200万人を達成いたしました。また、株式会社ゼンリンが実施する「日本全国 道の駅チェックインランキング」で全国3位となりました。今後も、隣接地において整備中の観光農園との相乗効果を図るなど、誘客を促進してまいりたいと思っております。

次に、今年度の集落要望調査については、4月17日から3日間をかけて、仲倉県議会議員も同行いただいて、現地調査を実施いたしました。この現地調査を通じて、事業の緊急性や重要性などを踏まえ、要望を実現するための関係予算

を、今回の6月補正予算案に提案いたしております。なお、第1次回答における実施率は49%となっており、昨年の46%を上回る結果となっております。また、11月の第2次回答に向けて、実施率が上昇するように、福井県などの関係機関に鋭意働きかけをしていきたいと思っております。

それでは、6月定例議会に提案をいたしました各議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

提案いたしました議案は、補正予算に関するものが8件、町道路線の変更に関するものが1件、工事請負契約の締結に関するものが2件、財産の取得に関するものが2件の合計13件であります。

最初に、議案第52号 令和5年度南越前町一般会計補正予算（第2号）であります。予算現額に7億9,069万4千円を追加し、予算総額を97億9,626万1千円にいたそうとするものであります。

また、地方債補正では、職員住宅整備事業ほか3事業を追加し、鳥獣害対策事業ほか4事業の限度額を変更するものであります。

歳出の主なものは、総務費では、南越前町職員住宅新築工事に7,920万円、地区集会所整備事業補助金に645万9千円、河川水位計・カメラ設置工事に1,910万円の追加。

民生費では、社会福祉施設等物価高騰対策支援金に1,029万4千円の追加。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に1,288万円の追加。

農林水産業費では、農業用資材・肥料等価格高騰対策支援金に2,109万8千円、山海里集落支援事業補助金に1億6,412万6千円、農業生産継続支援事業給付金に987万円、県単小規模土地改良工事に1億1,000万円、集落森林境界明確化促進交付金に98万円の追加。

商工費では、消費応援クーポン「みなこい割」発行業務委託に2,700万円、今庄365温泉やすらぎ営業再開に向けた改修工事に700万円、今庄365スキー場災害復旧等工事に4,180万円の追加。

土木費では、道路橋梁維持補修工事に4,044万1千円、河川維持補修工事に943万1千円、砂防河川浚渫工事に1億3,300万円の追加。

教育費では、小中学校体育館照明LED化工事に1,064万8千円の追加であります。

歳入の主なものは、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として5,700万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として756万9千円の追加。

県支出金では、県単小規模土地改良事業補助金として 8, 250万円の追加。

繰越金では、純繰越金として 2億5, 192万7千円の追加。

諸収入では、町公共施設管理公社委託料精算金として 6, 269万4千円の追加。

町債では、職員住宅整備事業債として 7, 520万円、緊急自然災害防止対策事業債として 2, 180万円、鳥獣害対策事業債として 2, 870万円、河川浚渫事業債として 1億3, 300万円、災害復旧事業債として 2, 880万円を追加するものであります。

次に、議案第53号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額から 562万8千円を減額し、予算の総額を 2億8, 352万2千円にいたそうとするものであります。

歳出については、人件費を 562万8千円減額するもので、歳入については、予防接種手数料として 250万4千円の追加。

一般会計繰入金を 813万2千円減額するものであります。

次に、議案第54号 令和5年度南越前町河野診療所特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額に 144万2千円を追加し、予算の総額を 7, 859万5千円にいたそうとするものであります。

歳出については、人件費に 118万5千円、医師住宅エアコン修繕に 25万7千円を追加し、歳入については、予防接種手数料として 136万6千円、一般会計繰入金として 7万6千円を追加するものであります。

次に、議案第55号 令和5年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）であります。予算現額に 90万3千円を追加し、予算の総額を 3億7, 275万9千円にいたそうとするものであります。

歳出については、人件費に 90万3千円を追加。歳入については、一般会計繰入金として 90万3千円を追加するものであります。

次に、議案第56号 令和5年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額から 7千円を減額し、予算の総額を 1億8, 872万2千円にいたそうとするものであります。歳出については、人件費を 89万3千円減額し、休憩室エアコン等修繕に 88万6千円を追加、歳入については、一般会計繰入金を 7千円減額するものであります。

次に、議案第57号 令和5年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。予算現額から 463万7千円を減額し、予算の総額を 13億8, 410万円にいたそうとするものであります。歳出については、人件費

を 4 6 3 万 7 千円減額するもので、歳入については、一般会計繰入金も 4 6 3 万 7 千円減額するものであります。

次に、議案第 5 8 号 令和 5 年度南越前町下水道特別会計補正予算（第 1 号）であります。予算現額に 4 1 万 5 千円を追加し、予算の総額 3 億 6 9 3 万 3 千円にいたそうとするものであります。歳出については、人件費に 4 1 万 5 千円を追加するもので、歳入については、一般会計繰入金として 4 1 万 5 千円を追加するものであります。

次に、議案第 5 9 号 令和 5 年度南越前町水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。収益的収支の予算現額に 1 8 万円を追加し、予算総額を 3 億 9, 5 8 2 万 3 千円にいたそうとするものであります。歳出については、人件費に 1 8 万円を追加するもので、収入については、一般会計補助金として 1 8 万円を追加するものであります。資本的支出では、奥野々取水口等の災害復旧工事で 1, 0 1 5 万 3 千円の追加、資本的収入では、国庫補助金で 5 8 万円、災害復旧事業債で 9 6 0 万円を追加、一般会計繰入金は 2 万 7 千円を減額するものであります。また、地方債補正では、災害復旧事業の限度額を変更するものであります。

以上、補正予算に関する議案 8 件についてご説明を申し上げます。

次に、議案第 6 0 号 町道路線の変更についてであります。これは、道路法第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、町道路線を変更するに当たり、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、今回提案するものであります。

次に、議案第 6 1 号 工事請負契約の締結についてであります。この契約につきましても、予定価格が 5, 0 0 0 万円以上の工事の請負のため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、今回提案いたすものであります。

内容は、（仮称）上野集落センター改築工事としまして、契約金額 8, 3 0 5 万円で、大和建設株式会社 南越前支店 支店長 大塚 恵子と工事請負契約を締結いたそうとするものであります。

次に、議案第 6 2 号 工事請負契約の締結についてであります。この契約につきましても、予定価格が 5, 0 0 0 万円以上の工事の請負のため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、今回提案するものであります。

内容は、災害関連農村生活環境施設災害復旧事業 堺・鹿蒜地区新道配水池法面本復旧工事としまして、契約金額 1 億 5, 8 4 0 万円で、坂川建設株式会社 南

条本店 本店長 山本 健一と工事請負契約を締結いたそうとするものであります。

次に、議案第63号 財産の取得について であります。この財産の取得は、予定価格700万円以上の動産の買入れのため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、今回提案いたすものであります。

取得する物品は、ロータリ除雪車（2.2メートル級）1台で、取得金額は、5,445万円。岩崎工業株式会社 代表取締役 岩崎 茂雄と物品購入契約を締結いたそうとするものです。

次に、議案第64号 財産の取得についてであります。この財産の取得は、予定価格700万円以上の動産の買入れのため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、今回提案するものであります。

取得する物品は、除雪ドーザ（11トン級）1台で、取得金額は、2,860万円。コマツサービスエース株式会社 代表取締役 佐野 俊和と物品購入契約を締結いたそうとするものです。

以上、6月定例議会に提案いたしました13議案につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて提案理由の説明を終わります。次に、日程第17 報告第1号 令和4年度南越前町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第23 報告第7号 令和4年度南越前町水道事業会計予算繰越計算書についてまでの7件並びに日程第24 陳情第4号については、お手元に配布してありますのでご覧願います。

---

## 質 疑

○議長（喜村喜代治君）次に、先ほど町長から提案理由の説明がありました日程第4 議案第52号 令和5年度南越前町一般会計補正予算(第2号)から日程第11 議案第59号 令和5年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)までの8議案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号 町道路線の変更についてから議案第64号財産の取得についてまでの5議案に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 議案の常任委員会付託

○議長（喜村喜代治君） 次に、日程第25 議案の常任委員会付託を議題といたします。お諮りいたします。議案第52号 令和5年度南越前町一般会計補正予算(第2号)から議案第59号 令和5年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)までの8議案 及び、議案第60号 町道路線の変更についてから議案第64号財産の取得についてまでの5議案並びに陳情第4号については、配布いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に、それぞれ審査を付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第59号までの8議案及び議案第60号から議案第64号までの5議案並びに陳情第4号については、各常任委員会にそれぞれ付託して、審査を行うことに決定しました。

---

#### 閉 議

○議長（喜村喜代治君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

〔閉会 午前10時30分〕

第 2 号 6月12日(月)

出席議員(敬称略) 11名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平
10番 喜村喜代治	11番 平谷弘子	

欠席議員(敬称略) 12番 山本 優

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉光弘		
副町長	北野 徹		
総務課長	桶田隆治	観光まちづくり課長	中村勝典
町民税務課長	布川名都子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長	初 一 剛	建設整備課長	中村公一

(教育委員会)

教 育 長	上田康彦	事 務 局 長	市村 誠
-------	------	---------	------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	清水 幸	書 記	奥谷恵美
--------	------	-----	------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

一般質問



---

開 議  
〔開会 午前10時01分〕

○議長（喜村喜代治君）本日、山本 優議員から欠席届が提出されております。本日の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

---

一 般 質 問

○議長（喜村喜代治君）日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式または一括質問・一括答弁方式の選択制にしております。質問時間は、答弁を含めて1議員45分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力、よろしくお願いいたします。

一般質問は、高谷直樹君、高橋宏介君、山本徹郎君、坪川伸理君、城野庄一君、熊谷良彦君、加藤伊平君、平谷弘子君、山本 優君の9名から通告がありましたが、山本 優議員から欠席届が提出されたため、会議規則第61条第4項の規定に基づき、山本 優議員の一般質問は行いません。

お手元に配付の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、

1. 今庄斎場の今後の運用に関して

2. 今庄365温泉やすらぎの今後の営業予定及び隣接するキャンプサイトの営業に関して

1番 高谷直樹君。

〔1番（高谷直樹君）登壇〕

○1番（高谷直樹君）おはようございます。ようやくマスクなしで一般質問が出来るようになり、少しずつ本来の姿に戻ってきたのかなと感じております。また、先日の今庄そばまつりですが、本当にたくさんの方で賑わいました。関係者の皆様のご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

さて、1つ目の質問ですが、今庄斎場（火葬場）についてお伺いいたします。

現在、今庄斎場を利用されているのは、今庄地域の住民の方々だけで、南条地区、河野地区の住民の方々には越前市の春日野の斎場を利用されています。

19年前の市町村合併時には1度、越前市と斎場の統合についての協議が持たれています。その結果、今庄斎場は存続されることとなり、改修工事が行われ、今日まで利用されてきました。

まだ当時は、地元のお寺や集会所で葬儀をされる方が何割かいらっしゃいました。しかし、社会情勢が変わり、現在はほとんどの方が越前市にあるセレモニーホールを利用されているという現状があります。

そして、越前市の斎場ですが、建設されて50年が経ち、老朽化のため建て替えの計画があると聞いております。この建て替えのタイミングで再度、越前市と斎場の統合の協議をされるのか、地元の間人として関心のあるところであります。

そこで、質問がございます。

まず1点目ですが、現在の今庄斎場の年間維持管理費と仮に将来、越前市斎場に統合された場合の町の負担を比較したとき、どのような試算をお考えでしょうか。

次に2点目ですが、これまで葬儀の後、地元の料理屋を利用されてきた方もいらっしゃると思うのですが、越前市斎場に統合された場合、地元商店への影響は懸念されないとお考えでしょうか。

最後、3点目ですが、今庄地域では年間約60人前後の方が亡くなられています。統合の協議に関する地元住民への周知、説明の時期はいつ頃に、また、どのような形をお考えでしょうか。

以上3点ですが、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉町長君）登壇〕

○町長（岩倉町長君）ただいまの高谷議員の今庄斎場の今後の運用につきましてのご質問にお答えをいたします。

現在、今庄地域の方が使用されているこの今庄斎場は、合併前の平成16年12月に大規模改修を行っております。議員のご質問のとおり、当時は半分以上の方が今庄地域内で葬儀を行っていましたが、現在では約9割の方が越前市で葬儀を行っております。

一方、南条地区、河野地区の方が使用している現在の越前市の斎場は、令和12年度までに建て替えが検討されております。南越前町も工事費の一部を負担金として支払うこととなっております。

今庄地域の方が越前市斎場を利用することにつきましては、数年前から担当者レベルで協議をしてまいりました。葬儀に関する住民の方の利便性が良くなることや利用者の使用料が安いなどメリットが大きいことから、越前市斎場の建て替えに合

わせて、南越前町として越前市のほうへ今庄の地域の方も利用できるよう、正式に申入れを行いたいと考えております。

また、今庄斎場については、越前市の斎場利用開始に合わせて廃止したいと考えております。

詳細につきましては、担当課長から報告、説明をさせていただきます。

○議長（喜村喜代治君） 布川町民税務課長。

○町民税務課長（布川名都子君） ご質問の1点目の現在の今庄斎場の維持管理費と、将来、今庄地域の方が越前市斎場を利用する場合の町の負担の比較でございますが、令和4年度の今庄斎場の維持管理費は約415万円で、使用料収入を差し引きますと約331万円となっております。南条地区、河野地区の方の利用に係る令和4年度の越前市斎場への負担金は約172万円であり、町全体の費用は合計約500万円となります。

一方、今庄地域の方が越前市斎場を利用した場合の越前市斎場への負担額は、越前市の試算によりますと、仮に令和10年度の完成として、修繕が発生し始めると見込まれます令和13年度では、約285万円となっております。

2点目の地元商店への影響でございますが、地元での会食を望まれる方は、斎場の場所にかかわらず地元のお店をご利用になると考えております。また、ここ数年の葬儀スタイルの変化により、葬儀後に飲食をしない場合が増えておりますことから、商店への影響は少ないのではないかと考えております。

3点目の今庄地域の皆様への周知でございますが、越前市斎場の利用開始は早くとも令和10年度以降の予定となりますので、適時、広報紙など様々な媒体を活用するほか、区長会などいろいろな機会を捉えて随時お知らせしてまいります。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 高谷直樹君。

○1番（高谷直樹君） ご説明ありがとうございます。

町の方針としましては、越前市斎場の建て替えに合わせて斎場を統合するお考えだと理解いたしました。町の財政負担、利用者の利便性、社会情勢などを総合的に考えますと、メリットのほうが大きいということも分かりました。ただ、協議を進めるに当たって、今庄地域の住民の方々への理解を得られるよう、事前の説明はきちんと行っていただけるよう、改めてお願いいたします。

次に、2つ目の質問です。今庄365温泉やすらぎの今後の営業予定と隣接するキャンプサイトの営業に関して、お伺いいたします。

昨年8月の大雨災害で今庄365温泉やすらぎも甚大な被害を受けたことは承知しているところでありますが、10か月が経ち、地元住民の方々が営業再開はいつになるのか、また営業再開は出来るのかと心配されているのも事実であります。今庄365温泉やすらぎは、地元住民の方々はもとより、周辺の多くの方々からこれまで親しまれてきました。地元住民の方々がこのような心配をされるのも非常に理解出来るところであります。

そこで1点目の質問ですが、今庄365温泉やすらぎ周辺の復旧状況の現状は今どのような感じなのでしょう。また、営業再開はいつ頃を見込まれているのでしょうか。

次に、復旧工事が進んで営業再開の見込みが立ったとしても心配されることが幾つかあります。

そこで2点目の質問ですが、長らく休業していた後で人員の配置と十分なサービスの確保は大丈夫なのでしょう。また、地区別の送迎バスの存続は大丈夫なのでしょう。

続いて、今庄365温泉やすらぎに隣接するキャンプサイトの営業についてですが、昨年は7月から営業されて、大変多くの方が利用されました。

そこで3点目の質問ですが、今庄365温泉やすらぎの営業の可、不可にかかわらず、今年も営業されるご予定でしょうか。また、給水やトイレなどの施設の安全管理は大丈夫なのでしょう。

以上3点の質問ですが、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

○町長（岩倉町長君）ありがとうございます。今庄365温泉やすらぎとスキー場の芝生広場を活用して営業していましたキャンプサイトにつきましては、昨年の8月の大雨災害で町道、そしてまた排水施設などが被災したことから、現在までどちらも休業をいたしております。

雄大な自然を眺めながらゆったりとくつろいでいただけるこの温泉は、本当に町内外から多くの入館者が訪れる施設となっております。

1点目の今庄365温泉やすらぎの復旧状況につきましては、町道の舗装が完了いたしまして、現在は温泉施設からの排水、そして補強土壁の工事を施工中であります。また、着実に復旧を進めるとともに、施設のメンテナンス作業を行いまして維持管理に努めております。この工事が完了した後の10月中には営業開始ができると見ております。

2点目の人員の配置でありますけれども、従来は今庄地域の利便性の向上を図るため、水曜日から金曜日までの3日間、やすらぎバスを運行してきたことから、人員の配置を含め、元どおりの営業が出来るように努力をしていきたいと思っております。

3点目のキャンプサイトにつきましては、給水施設が使用可能となっておりますし、またトイレの修繕工事が完了する見込みが出てきていることから、7月1日から株式会社プラスエヌが営業再開をする予定をしております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）高谷直樹君。

○1番（高谷直樹君）ご説明ありがとうございます。長らく休業を余儀なくされてきた今庄365温泉やすらぎですが、10月中に営業再開予定ということをお聞きいたしまして。取りあえずほっといたしました。

ご存じのように、今庄365温泉やすらぎのある鉢伏山エリアは、自然と歴史遺産の融和する大変魅力的かつ集客力のあるエリアでございます。まず、災害からの復旧・復興が最優先事項であります。将来このエリアが、温泉、キャンプエリアを含めまして、年間を通してたくさんのお客さんで賑わうエリアになっていくことを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（喜村喜代治君）これにて高谷直樹君の質問を終わります。

次に、

1. 職員IDカードについて

5番 坪川伸理君。

〔5番（坪川伸理君）登壇〕

○5番（坪川伸理君）おはようございます。数年ぶりにマスクなしの一般質問でいささか緊張しておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

私に取り上げました職員IDカードについてですが、ふだん理事者の皆さん、今も胸に着けておられますけれども、それをICカード化してはどうかという、お考えがあるのかどうかというご質問となります。

あわせて、当町では未だに職員の出退勤管理にタイムカードを使っているとお聞きしまして、令和になってまだこんなことかなと非常に驚いております。私の民間での経験からいきますと、私は営業畑でしたから事務系の皆さんとは違うんですが、最初、タイムカードから印鑑処理になって、最後は磁気カードですね。それを通す

ことで出退勤をしていたと。あの頃はまだICカードが一般化されてませんでしたので、磁気カードまでだったんですが、今はもう交通系のカードも含めてICカードが大変普及しております。このICカードを身分証、ID証として使うことでセキュリティ、そして出退勤管理、そういったことに活用している民間企業も多いですし、自治体の中でも先行している事例は幾つかあると思っています。

例えば、コロナ禍の中で職員の皆さん、テレワークされてましたけれども、それもパソコンのオンオフの時間で管理されていると聞いておりましたが、ICカードとカードリーダーをセットで置けば、そのICカードを置いた時点で出勤、外した時点で退勤、オンオフと同じことなんですけれども、そういったことでデータがサーバに集まりますので、今以上に退勤管理もしやすくなると思いますし、何よりも外に出している業務用のパソコンのセキュリティ、そのカードがないと起動しないわけですから、そういったセキュリティも高まると思います。

今時点で、タイムカードから勤務時間を管理しているということ自体も大変。これは勤務時間の計算に、今パソコンがあるといえ、ある程度の労力は必要とされます。ICカード化により、データが全てセンターに集まって、センターからはじき出されてくる勤務時間、それによって定時もしくは残業管理が出来るかと思しますので、そういう意味ではやはり新しいシステム、そういったものに合わせていくのが時代の流れではないかなと考えています。

そのICカードによって現場の直行・直帰管理に対しても、これも今はいろんなアプリを使うこともできますし、ただ、公用車の運行管理、今福井ではあんまり見ないですけど、カーシェアリングというシステムがあります。これと同じ考え方でいけば、公用車の運行管理にもICカードを活用出来ますので、いつ誰が何時間使っていたか、そういった記録も全部残るようになる。そういったことをいろんな意味で人事管理、そしてそれに伴う労力、そういったものが人の手を煩わせることなく出来るのではないかなと考えます。

ICカード化による自治体の最大のメリットは、やはりセキュリティを高めることだと思います。あらゆる、理事者の皆さんの扱う情報の中には、当然ながら個人情報も多数ありますし、様々な業務上、部外秘となるようなことも無きにしも非ずだと思います。また、それも職務権限によって見れる範囲、見れない範囲があると思うんですが。

先般、越前町でパスワード管理の甘さから一般職員が自分の人事データを覗き込んでいたという事例が報道されました。確かにパスワード管理はそれぞれ各人が特定されないものを作れば済む話ですけれども、これもきちっとICカードをセキュリティカードとして使っていけば、相当のコンピュータの知識がないと解析出来ないと思いますので、一般的なセキュリティは軽く問題をクリア出来ると思います。

当町でああいった問題が今後起きないとも限りませんし、また起こさせないためにもこういったカードを利用する。それを身分証代わりとして普段から身に着ける、そういったことをぜひ検討していただきたいなと思っています。

そして、これは本庁舎、支所、また管理公社等、当町が管理運営する全施設、そして常勤、非常勤、職員問わず、ＩＣカードによる人事管理をするべきではないかなと思っていますが、その点について今まで検討されてきているのかいないのか、ご答弁いただければなと思います。

また、もし当面、現状のままですということであれば、その根拠をお示しいただければなと思います。

また、総務課長は今年度から県から出向ということでおられますので、県庁内の実情を踏まえまして、併せてご答弁いただきたいと思っています。

よろしく願いいたします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの坪川議員の職員ＩＤカードについてお答えをいたします。

ＩＣカードの職員証については、職員の勤務時間の客観的把握、そしてまた時間管理の意識の向上による超過勤務の縮減、また、情報セキュリティ機能の強化などを目的として、国、そしてまた自治体のほか民間企業でもどんどん活用が進んでいるところでもあります。

福井県内の自治体におきましては、４つの市町がＩＣカード職員証を活用しておりまして、勤務時間の管理、そしてまた登庁時の扉の開錠などの機能を持たせています。

本町においては、超過勤務、そしてまた休暇取得などはシステムによる手続と集計が既に可能となっておりますけれども、出退勤を含めた勤務時間管理はまだタイムカードを利用している状況にあります。

議員ご提案のとおり、このＩＣカードの職員証の活用による業務効率化やセキュリティ強化のメリットは非常に大きいと考えておりますので、今後、ＩＣカード職員証を導入する方向で検討してまいりたいと思います。

詳細については、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（喜村喜代治君）桶田総務課長。

○総務課長（桶田隆治君） I Cカード職員証につきましては、現時点におきましては福井県庁では導入されておきませんが、他の自治体で見ますと、県内、県外とも導入が広がっている状況にあります。

導入の効果としまして、まず業務効率化という観点におきましては、経費の削減に繋がるのが考えられます。それから、セキュリティ強化という点におきましては、役場における各種住民サービスの電子化が進む中におきましては非常に重要でございますので、住民の皆様の安心にも繋がると考えております。

I Cカード職員証を導入しましたときの効果、これが大きくなりますよう、様々な事例を研究しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 坪川伸理君。

○5番（坪川伸理君） 大変前向きなご答弁いただきまして、ありがたいなと思っております。そして、先ほども述べましたように、本当にいろんなセキュリティ、そして運行管理含めて活用が可能なシステムですので、また開発・運用しているメーカーも大企業から中小企業まで様々あります。ぜひ先行されている他市町の利用実態、これを全国的に調べていただいて、当町のプランを検討して、そしてなるべく早く導入していただければなと思っております。

現時点で、日直や宿直の時は大体基本1人ですので、やはりそういった時のドアのセキュリティ管理、これが非常に楽になると思っておりますし、普段でも、平日はいろんな門戸を開放しておりますので出入りは自由かと思っておりますけれども、やはり職員自身の安全のためにもぜひ活用いただきたい。そういったものは今後、庁舎内にとどまらず、学校関係は県教育庁との関係もありますのでなかなか大変かと思っておりますけれども、含めてご検討いただければなと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君） これにて坪川伸理君の質問を終わります。

次に、

1. 並行在来線の利用促進について

9番 加藤伊平君。

〔9番（加藤伊平君）登壇〕

○9番（加藤伊平君） 通告に基づきまして質問をさせていただきます。



北陸新幹線、それから並行在来線につきましてはこれまでも何回か議論はされていますが、現在のJR西日本の北陸線敦賀―金沢間は、来年3月の新幹線の開通とともに県、当町も出資する株式会社ハピラインふくいという会社に経営移管・運行がされます。岩倉町長もこの会社の取締役になっておられます。

並行在来線を運営していくための福井県並行在来線経営計画では、開業以降11年間、現在の利用人員2万人を維持して、運賃を1.05倍から1.2倍に値上げしても、令和6年度からの11年間で70億円の赤字が見込まれ、基金を設置してこれを補填することとなっています。当町でも、令和5年度から12年間で毎年3,000万から4,000万円を拠出することとなっており、今後、財政としても厳しい状況があるのではないかと思います。

この経営計画では、増収・利用促進のため、関係沿線市町の連携協力が求められておりまして、県もこれを受け、駅舎など施設整備を行う市町に対して財政支援を考えているようであります。

私たち議員も、第三セクターに経営移管された、しなの鉄道がある長野県飯綱町を訪問し、同町が町民の利用を促進し、鉄道の赤字削減を図るため実施した駅舎・駅前広場の改修事業などを視察、調査してきました。その後、一昨年12月の定例会で私は質問し、それぞれ前向きな答弁をもらいましたが、鉄道運行まであと10か月となりましたが、まだ具体的な動きが見えてこないのので、改めて質問いたします。

最初に、今庄駅、南条駅の駐車場の無料化であります。町内には4つの駅がありまして、それぞれに町が管理する駐車場があります。南今庄、湯尾駅は無料ですが、今庄駅と南条駅は有料で、今庄駅には1日2～3台、南条駅では40台から50台の利用があります。町の条例で、料金は、今庄駅は月1,500円、南条駅は1回100円あるいは月2,030円です。同じ町の駐車場で有料と無料があるのは、町民にとっては不公平ではないでしょうか。

駅駐車場は、鉄道に接続する重要なアクセスでありまして、パーク・アンド・ライド、車に乗ってきて止めて電車に乗っていく、そういう列車利用促進のために無料にしたらどうかという私の質問に対して、「利用促進と公平性の確保のため、並行在来線開業に向けて議論していきたい」という回答を一昨年12月の定例会ではもらっております。

南条駅の駐車場は、令和3年度で年間230万円の駐車料収入がありましたが、切符販売のため、町の管理公社へ管理委託されている委託料が、4年度から無人化になったため、委託料が610万円からゼロになっております。料金ゲートの管理費も無料化にすれば要らなくなります。駐車場を無料にしても十分お釣りがくると思います。

町の収支の事情もこのように前回の私の質問とは変わっておりますので、並行在来線開業と同時に無料にならないか、再度質問をいたしますので回答をお願いいたします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの加藤議員の並行在来線の今庄駅、南条駅の駐車場の無料化につきましてお答えをいたします。

並行在来線の経営指針となる福井県並行在来線経営計画には、快速列車の運行や増便、そしてまた利用しやすいダイヤの編成、パーク・アンド・ライドの駐車場の整備、そしてまた駅周辺の賑わいづくり、周辺観光地との連携などの利用促進策が盛り込まれているところがあります。現在では、沿線市町と連携をしながら株式会社ハピラインふくいにおいて具体的な開業準備を進めているところでもあります。

この計画は、人口減少に伴い利用者の減少が見込まれる中、鉄道利用を促す様々な取組を図ることにより、利用者の数を維持していくことを目的といたしております。町内の駅についても、誰もが利用しやすい環境づくりを進めて駅へのアクセス向上を図る必要があると思います。

そこで、駅利用以外の目的で駐車場を使用する場合は引き続き有料とすることを基本としたいと思いますけれども、並行在来線の運行が開始される来春をめぐりに、駅利用者の駐車料の無料化について前向きに取り組んでいきたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（喜村喜代治君） 中村観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（中村勝典君） 町内にあります4つの駅には、J R利用者の利便性向上のため駐車場を整備しておりまして、職員や関係者を除き、J R利用者が使用できる駐車場は全体で241台でございます。その利用率は、多いところで約4割、少ないところで約2割となっております。

また、駐車料金につきましては、湯尾駅と南今庄駅は無料、南条駅と今庄駅は有料でありまして、駐車可能台数は、南条駅は1回100円が72台と月ぎめ2,030円が49台、今庄駅は月ぎめ1,500円が43台でございます。

議員ご指摘のとおり、公平性を確保しながらパーク・アンド・ライドを促進するとともにJ R利用者の利便性をさらに向上することが必要であります。

先ほど町長が申しましたとおり、駅利用以外の目的で駐車場を使用する場合は引き続き有料とすることを基本としますが、駅利用者の駐車場料金につきましては、並行在来線の運行が開始される来春をめぐりに、駐車場の無料化について検討をしていきます。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 加藤伊平君。

○9番（加藤伊平君）ありがとうございました。この駐車料金は町の条例で金額が決まっておりますので、改定の場合には条例改正案が必要でないかと思っておりますけれども、今後速やかに条例改正案が出ることを期待いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次は、南条駅前広場の整備であります。この広場は前が川で奥行きが狭い上、中心部に街路灯が2本立っており、横断歩道はありますが前後にバリケードが入っているため、歩行者、自転車等が利用しにくく、花はす温泉そまやま行きのバスも回転できません。朝夕のラッシュ時は、送り迎えの自家用車、自転車、歩行者で危険ということで、町の2024年度までの、来年度ですね、総合計画では、今庄駅とともに「パーク・アンド・ライドの促進と利用者の安全性向上のため、広場を整備する」となっております。私の先ほどの質問への答弁では、「駅舎や駐車場の一部がJRの財産となっているため、資産譲渡を受けてから駅中心としたまちづくり施策に着手したい」との回答がありました。

現在はJRの資産であっても、安全設備などに手をつけない事業は可能だと思います。町民の利便性を良くし、利用者を増やして新在来線運行会社の赤字を少なくするため、来年3月の資産譲渡後、速やかに着手出来るように今からでも測量、設計等必要な準備は出来るのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）今の加藤議員の南条駅前広場の整備についてお答えをいたします。

令和3年の12月定例会におきまして、加藤議員のほうからのご質問、ご意見を踏まえまして、町では、町内4つの駅の利用しやすい環境整備を目指して基本計画を策定したところであります。

駅の施設等整備については、駅構内の整備というのは株式会社ハピラインふくいが行います。そしてまた、駅前広場等の周辺整備は南越前町がそれぞれ主体となって取り組んでいくこととなります。そのため、株式会社ハピラインふくいと連携は欠かせないところであります。

今後、南条の駅前広場の整備につきましては、南条駅構内の整備と併せて、株式会社ハピラインふくいと協議、検討を重ねて、駅の機能向上、利便性の向上に向けてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）加藤伊平君。

○9番（加藤伊平君）ありがとうございました。

並行在来線が第三セクターですね、ハピラインふくいに移管されまして、ハピラインふくいで運行されるようになると、4便増便される聞いております。そうになると、ダイヤの改正もあると思いますし、ダイヤの改正があれば利用される方は便利になったなと思うのではないかと思うんですね。併せて、駐車場の無料化、駅前広場も改修されているということがあれば、町民の皆さんも、じゃ、今まであんまり乗らなかったけど、乗ってみようかとか、あるいは今まで乗っていた人は便利になったなということが実感されるのではないかと思いますので、ぜひ、この開業の日時がまだ明確化されてはおりませんが、準備を進めていただきたいと思います。

私の質問は終わります。

○議長（喜村喜代治君）これにて加藤伊平君の質問を終わります。

次に、

1. 本町の公職選挙時の投票所の在り方について

11番 平谷弘子君。

〔11番（平谷弘子君）登壇〕

○11番（平谷弘子君）皆さん、おはようございます。議長の許可が下りましたので、本日、私、平谷、ただいまから、本町の公職選挙時の投票所の在り方についてのみ質問させていただきたいと存じます。

近年、投票日当日ではなく、期日前に投票されている方が全国的に大変多くなっております。先の知事選や県議会選挙では、本町の期日前投票率は45%であったとお聞きしています。期日前投票が利用しやすいと有権者に浸透してきたと思われまます。先の知事選や県議会選挙後は、特に今庄地区の高齢者の方々から私の元に多くのお声を聞き及んでおります。特に「今庄には住民センターがあり、あそこなら靴のまま行けるのに」というようなご意見や、「投票所までのバス等の移動支援があったらな」とか「宅良地区なら投票所は古木のみでもいいのではないか」というようなお声をよくお聞きをいたしました。

そこで、選挙が行われますと、投開票の事務に従事される本町職員さんはじめ、投票管理者方や投票立会人の方など、多くの人たちが携わっておられることと思えます。その方たちに改めて敬意と感謝している一人ですが、国会も今現在、岸田総理の専権事項であることを考慮しますと、支持率も上がり気味のため、衆議院選挙も視野にと考えております。できる投票所からで結構でございます。

これからの人口減少も視野に、町内における投票場所の効率化も考慮し、いま一度、投票所の在り方について町長の英断を期待し、簡潔で明快なる答弁をお願いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの平谷議員の投票所の在り方についてお答えをいたします。

本町における有権者の数は人口の減少とともに推移をいたしておりまして、福井県知事の選挙においては、4年前の平成31年の9,005人に比べまして、令和5年は682人減少しておりまして、8,323人となっております。

また、議員おっしゃるように、期日前投票を行う有権者が非常に増えておりまして、福井県知事選挙における投票者の総数に対する割合を比較しますと、令和5年は46.9%となっております、平成31年の36.8%に比べ10ポイント以上上昇し、その結果、当日の投票者の数は808人減少しているという状況であります。

これらの影響によりまして、期日前の投票者の数が当日の投票者の数を上回る投票所があります。また、当日の投票者の数自体が非常に少ない投票所が存在しております。さらに、投票所における投票管理者、そしてまた投票立会人の確保が困難であると、そういった課題も出てきております。

そのため、今後の投票所の在り方の検討は必要と考えております。最も重要である有権者が投票しやすい環境づくりを念頭に入れまして、地域の皆様へ丁寧に説明しながら進めてまいりたいと思います。

詳細については、総務課長のほうから説明をいたします。

○議長（喜村喜代治君） 桶田総務課長。

○総務課長（桶田隆治君） 県内におきます投票所の数につきましては、令和5年の統一地方選挙では384か所となっております、有権者の数の減少や投票事務従事者の確保が難しくなっていることなどを背景にしまして、平成31年の統一地方選挙の403か所に比べまして19か所減少しております。

南越前町におきます投票所の在り方につきましては、今月6月1日に開催しました町の選挙管理委員会におきまして、課題整理ですとか検討の進め方などにつつま

して意見交換を行いました。地域の皆様に対しまして丁寧に説明しながら検討していくことといたしております。

今後、投票所の在り方を検討する過程におきましては、バスによる移動支援ですとか投票所の開設場所など、他の自治体の事例も参考にしながら投票環境が向上するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君）平谷弘子君。

○11番（平谷弘子君）確かに、本当に皆さんどこも一緒なんですけど、福井県中の市町もただ投票に行く人だけじゃなしに、そこに立ち会っている職員の方々も、随分少なくなっていて大変な苦勞されているようでございますので、その辺のことも考慮していただいて、ぜひとも一日も早くそのような体制に持って行っていただければ、何か所でもいいです。まず、実行できるところからで結構でございますので、真剣に考えていただきまして、どうかよろしく願いをいたします。

今回、私の一般質問、これで終わらせていただきます。

○議長（喜村喜代治君）これにて平谷弘子君の質問を終わります。

次に、

1. 森林境界明確化事業とコミュニティ林業について

8番 熊谷良彦君。

〔8番（熊谷良彦君）登壇〕

○8番（熊谷良彦君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、今6月定例会では森林境界明確化事業についてとその後のコミュニティ林業について質問をいたします。

私はこの5年間、集落の森林境界明確化委員会の一員として、境界明確化事業に参画してまいりましたが、今年3月に令和4年度事業を最後として5か年の事業が終了したところでございます。地域の地権者の皆様や南条郡森林組合のきめ細やかなサポートの下、様々な問題を乗り越えて何とか5年間の計画を終えることが出来ましたこと、改めて関係者の皆様のご協力に対し、深く感謝申し上げたいと思います。

この森林境界明確化事業は、登記はしませんが、山林の境界が一段と不明確になってきている現状に歯止めをかけるべく、集落が中心となって境界を明確にしていこうという事業です。

そこで、まずはこの事業を進めていく中で、私が感じたことを少し申し上げたいと思います。

事業を進める上で大変だったこととして、その年度でできる面積の選定と立会人数の確定が大変でした。各グループに分け、1回に立会いできる範囲を決める作業です。これには入念な下見を実施してくれた森林組合の協力がなければできませんでした。

次、もっと大変だったことは、グループ分けした複数の地権者に同じ日の同じ時間帯に立ち会っていただくための日程調整でした。その年度に立ち会っていただく地権者全員にまず集まっていたいただき、皆が都合のいい日程を決めてもらいます。そして、当日都合の悪い地権者が出ますと、その周辺の地権者数名がまた集まれる日程調整が必要になります。境界が定まらず、後日の立会いをするのも何度かございました。皆の都合を調整するのはなかなか大変な作業でございました。

また、この事業を進める上で、町からの助成金を大きく上回る金額を区に負担していただいた経緯があります。とはいえ、この事業の意義は大変大きく、いまだ取り組んでいない各集落にもぜひ取り組んでいただきたいと存じます。

そこで1つ目の質問ですが、この事業の重要性を鑑み、各集落がもっとこの事業に取り組みやすくするため、諸経費の見直しを含めた町の支援について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの熊谷議員の森林境界明確化事業についてお答えをいたします。

森林が持つ水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止など、多面的な機能を持続的に発揮するためには、間伐などの森林整備は大変重要であります。また、森林整備を行うためには境界が明確であることが前提となります。しかしながら、森林所有者の高齢化、そしてまた若い方の山林に行く機会の減少などで、自分の山林の場所、境界が分からないという状況になってきております。そのことから、町では平成30年度より、集落の森林境界明確化促進交付金事業を進めております。

この事業は、森林組合との協定の下、境界の明確化に取り組む集落組織に対しまして、活動に要する費用として取組面積1ヘクタール当たり5,000円を交付するというものであります。地籍調査のように、厳密に測量を行い、登記につなげる事業ではありませんが、地権者の立会いにより確認された境界は、杭が設置される

ほか、座標点が地図のデータに登録・保存されます。森林経営計画への反映と将来に渡り適正な森林施業に活かされることとなります。

令和5年度の計画分を含めると、13集落、836ヘクタールの境界明確化が図られておりますが、議員ご指摘のとおり、取組の面積内には多くの筆界があり、地権者間の調整というのは筆界の数に比例して相当の労力を要しておりますので、現在、制度の見直しを進めているところです。

具体的には、筆界数に応じた加算措置を設ける方向で、今回提案の6月補正予算案に必要経費を計上いたしておりますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）熊谷良彦君。

○8番（熊谷良彦君）筆界数に応じた加算措置をご検討いただけるということで、大変うれしく思います。前向きのご回答、ありがとうございました。

次に、2つ目の質問です。

森林の管理に対する機運が上がってきたこの時期を好機と捉え、集落単位での営林活動を推進していくことも必要ではないかと考えます。地権者の方がなかなか山に入らなくなった現状では、森林の管理を個人単位で維持していくのは難しく、集落単位で管理していく方法が必要ではないでしょうか。地域ぐるみで運営をすることが地域の林業を維持する重要な基盤になると考えます。また、このような組織が町内でも出来つつあるともうかがいましたが、この機運を継続し盛り上げていくためにも、このようなコミュニティ林業の集落単位の地域の立ち上げについて、町の後押しができないものでしょうか。この点について、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君）初一農林水産課長。

○農林水産課長（初一 剛君）ただいまのコミュニティ林業につきましてお答えさせていただきます。

福井県では、木材価格の低迷や、境界不明瞭により間伐などの森林整備が停滞している中、森林所有者と協力しながら地域ぐるみで問題解決に取り組む集落を支援するため、平成22年度からコミュニティ林業支援事業を進めているところでございます。



集落などを単位とした5人以上が集まって、任意の組織を設立し、間伐計画の作成ですとか作業道の整備など、自分たちが取り組む活動内容を計画にまとめ、この計画、県の認可を受けることで、作業に必要な機材の購入費用や、また作業の日当、作業道の整備費用の助成などを受けることができるようになっております。

町内では、これまで11以上の集落でこの事業が活用されておりました、令和4年度もこの助成を受けて作業路を整備した集落がございます。

町としましては、この事業をより多くの集落に広く活用していただけるよう、改めて制度内容の周知を図ってまいります。その上で、事業への取組意向をお持ちの集落があれば、福井県との調整ですとか任意組織設立のためのお手伝いをさせていただきますので、お気軽にご相談いただければと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（喜村喜代治君）熊谷良彦君。

○8番（熊谷良彦君）課長の回答にもありました、11集落が既にこの事業を活用してコミュニティ林業に取り組んでいることを聞き、大変頼もしく思いました。このような活動は、一時的な活動ではなく継続していくことが大変重要だと考えます。今後も積極的かつ継続的な町のご支援をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君）これにて熊谷良彦君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。15分に再開をいたします。

---

休	憩
〔休憩	午前11時04分〕
〔再開	午前11時15分〕

---

再 開

○議長（喜村喜代治君）会議を再開いたします。

次に、

1. 南越前町の更なる安心・安全に対する取組みについて

7番 城野庄一君。

〔7番（城野庄一君）登壇〕

○7番（城野庄一君）議長のお許しをいただきましたので、一括質問・一括答弁での南越前町の更なる安心・安全に対する取組についての質問をさせていただきます。

昨年8月の豪雨災害を受けて、災害後の職員の皆様の献身的な取組により、町にも落ち着きが戻り、復旧工事が継続中ではありますが、まずは災害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、早い復旧がなされることを願っております。

最近では、日本列島で相次ぐ地震の発生や、温暖化の影響によりますます自然災害の増加を耳にする機会が増えております。先日の台風2号の影響によりまして、各地で線状降水帯が発生をし、洪水・土砂災害被害が発生したニュースを数多く見聞きする度に、自分達が災害に対してどう備えるべきなのかを南越前町のハザードマップを見直ししている今日この頃です。

このハザードマップですが、信頼性や確実性に関して昨年の災害状況を確認いたしますと、現実的に発生し得ることがハザードマップに記載をされており、とりわけ今後の防災活動に際しましては重要視する必要があると感じております。

そのような内容を踏まえて、今後の災害に対する南越前町の対応策について確認をいたします。とりわけ今回の災害で亡くなられた方がおられなかったということが奇跡だと言われておりますが、時間、場所、住民の皆様の声かけ等のタイミングが少しでもずれていたらと考えると、情報伝達が非常に重要であると認識させられます。情報の伝達、発信に対して、今回の反省を踏まえてどのように強化、充実にされていくのか、お伺いをいたします。

また、今までの10年に一度の災害から100年に一度の災害へと補強された内容ですら安心ができない状態になっていると感じております。防災に関する確認作業が進行しているところだと思っておりますが、今回の災害対応で良かった点、改善が必要な点を挙げていただき、どのように改善策を織り込み、強化をされていくのか、内容をお伺いいたします。

さらに、町民の皆様に対し、防災に関する情報を保存版として広報紙、とりわけ紙の媒体。というのは、お年寄りの方が結構増えていらっしゃるし、確かに若い人たちはインターネットで情報を取得するということが可能ですが、年を重ねた方はちょっとそこら辺が苦手な方もいらっしゃると思いますので、紙の媒体で発信をする予定はあるのかをお伺いをいたします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの城野議員の災害対応についてお答えをいたします。

昨年の災害対応において良かった点でありますけれども、住民の皆様が垂直避難など主体的に行動をしていただいたことにより、過去に例を見ない大規模災害にもかかわらず、誰一人生命も失われずに済んだことが一番だと考えております。

また、町として県の災害対策本部に出席するなど、国、県等の関係機関に応援要請を行いまして、県選出の国会議員、県議会、そしてまた町議会の皆様方の協力をいただきながら、復旧に向けた迅速な対応ができたというふうに考えております。

一方、改善が必要な点につきましては、議員ご指摘の情報伝達・発信の強化をはじめ、災害に対する住民の皆様の一層の意識向上などが挙げられると思います。

情報伝達・発信については、防災行政無線や屋内の音声告知機に加えまして、スマートフォンを活用して情報発信する町独自の防災アプリを構築いたします。また、住民同士の声かけや助け合いを充実させるために各集落の自主防災組織を設立するよう、強力に推進を図っていきたく思います。

さらに、的確かつ速やかに情報を収集するため、県と連携し、河川への水位計、そしてまた監視カメラの設置、増設をいたします。また、气象台、国、県、県内市町が一体となって、線状降水帯の発生などの気象の見通しや被害想定を共有する広域的な行動計画、先般行われました「ふくい県域タイムライン」を試行的に実施いたします。さらに、これらの実行と検証を繰り返しながら、災害に対する万全の体制づくりを進めていきたく思っております。

詳細については、総務課長より説明を申し上げます。

○議長（喜村喜代治君） 桶田総務課長。

○総務課長（桶田隆治君） 私からは、防災情報を保存版として町民の皆様にご報告することについてお答えさせていただきます。

本町におきましては、想定される災害に対する情報伝達手段や災害前の備えなどの防災情報を要約しました「防災の手引き」及びハザードマップを令和4年の3月に更新いたしております。

今後、各家庭への紙媒体による配布を検討したいと考えておりまして、配布する際には最新の情報に更新しまして、例えば高齢者の方にとっても分かりやすく、見やすいものとなるよう工夫してまいります。

また、ハザードマップ上におけるご自身のリスクを把握していないという現状も見受けられましたので、今後、ハザードマップの内容を十分に把握していただき、実際に使うことができるよう、自主防災組織の活動などの機会を捉えまして避難場所や避難経路などを周知してまいります。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 城野庄一君。

○7番（城野庄一君） 経験をしたからこそ改善が実施できると考えておりますので、日本における体育館への避難という部分につきましては、難民キャンプよりも劣悪であるというような評判もいただいております。

そういう部分等々も踏まえながら、これからは、とりわけ感染症対策という部分も補強をしながら取組が行われて、なおかつ避難をされた方々のストレスの軽減もしっかりと図られた避難所運営が行われるというようなことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君） これにて城野庄一君の質問を終わります。

次に、

1. 携帯電話の不感地帯解消について
2. JR北陸トンネル電波解消について
3. 盛り土規制法について
- 4番 山本徹郎君。

〔4番（山本徹郎君）登壇〕

○4番（山本徹郎君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を一問一答方式でさせていただきます。

それでは、早速入りたいと思います。

1つ目、携帯電話不感地帯解消についてお伺いをいたします。

本町の中山間地域においては、携帯電話の不感地域が現在も存在しております。携帯大手4社の電波サービスエリアマップを見ると、主要道路や住居エリアはカバーできている状況に見受けられますが、実際には不感地帯のままの状況でとどまっております。キャリアに問い合わせても、カバーできている旨の回答が返ってくるだけです。

私自身、物流に携わっていることもあり、国道365号をよく通るわけですが、中山間部に位置する孫谷集落と板取集落間においては必ず電波が途切れる状況となっております。念のため、これを私のドライバー仲間にも確認したところ、1つのキャリアだけではなく、全てのキャリアにおいて電波が途切れるという現状でございます。

国道365号線沿いは中山間部に位置しており、電波が繋がり難い環境にあります。今後、栃ノ木峠にはトンネルが設置されるようであり、トンネル内でも安定した通信環境の整備が求められていきます。

そこで、2年前に私自身、町にお願いしまして調査をしていただきました。現地調査では、4キャリアともに不感であるとの結果が出ていました。

この結果を踏まえて、総務課に対して、解消に向けて県への要望、国への要望をお願いしてまいりました。それについて、今回は、県への陳情の結果や町の取組に関する進捗状況について改めてお伺いをいたします。お願いします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの山本徹郎議員の携帯電話の不感地帯の解消についてお答えをいたします。

国道365号線は、南越前町と敦賀市を結ぶ幹線道路であり、防災や観光、そして物流などの面で重要な機能を有しております。また、現在計画されている栃ノ木峠の道路が完了しますと、嶺北地方と滋賀県を結ぶ道路となるため、携帯電話の不感地帯解消の必要性は一層高まると思います。

このことから、国に対して、昨年6月に県を通じて早期解消の要望を行うとともに、携帯電話サービスを提供している通信事業者4社に対して、10月に県や県内自治体とともに要望活動を行ってまいりました。以降、継続して通信事業者と個別の協議を重ねた結果、先日、2つの事業者から本町の不感地帯の解消計画に参画する意向を示したところであります。

今後は、令和6年度の国庫補助事業の採択に向けまして、総務省へ事業計画書を提出する予定であり、携帯電話不感地帯の早期解消に向けまして、引き続き力強く取り組んでまいりたいと思います。

○議長（喜村喜代治君）山本徹郎君。

○4番（山本徹郎君）大変良い結果ということで、引き続き、このまま不感地帯解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入ります。JR北陸トンネル電波解消についてお伺いをいたします。

今庄・敦賀間13.78キロの区間で設置されているJR北陸本線のトンネル内では、電波が圏外の状況となります。携帯電話が使用出来ない状況にあります。実

際に電車に乗ってみると、特急では7分から8分、普通電車では8分から9分間ほど携帯電話を使用できない状況です。しかしながら、私も乗って利用してはいますが、体感ではもう少し長いこと不通の状態になっているんじゃないかなと感じております。

J R西日本の発表では、2020年の3月より、1キャリアにて電波が届くようになったとしています。なお、他社の携帯電話キャリアに関する整備については、「今後の整備計画はない」というふうに回答をされております。

来年、2024年春、北陸新幹線延伸開業に伴い、これまでJ Rが培ってきた大聖寺駅・敦賀間の運行権を第三セクターであるハピラインふくに譲渡する予定となっております。本町はハピラインふくの株主でもありますので、1キャリアだけでなく、ほかのキャリアも使用可能にする必要があると思います。

北陸新幹線の整備に際して新しく造られた新北陸トンネルでは、4キャリア利用可能となっているようでありますので、在来線のトンネルも利用可能となるように、我々住民の利用率が高いと思いますので、その辺のお願いをしたいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君）J R北陸本線の北陸トンネルにおいては、議員ご指摘のとおり、KDDI株式会社の携帯電話サービスのみ利用が可能になっていると。1社であります。この1事業者のみ利用が可能となっているのは、トンネルの保守作業などに使用する通信回線としてKDDIの中継基地局が設置されていることによるものであります。

一方、来年春の北陸新幹線福井・敦賀開業に併せて整備されます新北陸トンネルにおいては、NTTドコモ、そしてKDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの4つの事業者の携帯電話サービスの利用が可能になると聞いております。

並行在来線となる北陸トンネルにおいても、将来的に、より多くの事業者の携帯電話サービスの利用が可能になるように、県や株式会社ハピラインふくとともに協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（喜村喜代治君）山本徹郎君。

○4番（山本徹郎君）回答ありがとうございます。

今、県内で多分トンネルがあるのは、敦賀・大聖寺間やと今は町内だけでないかなと、そう思いますので。例えばトンネル内で停車した場合に、やはり乗車してい

ると連絡を取りたいけれども取れないと。携帯というのはほとんど、98%かそのぐらい大体ほぼ皆さん持ってますし、学生なんかであれば親御さんに連絡しても電波が届かないと電話できんと。やっぱりそういう不安な状況に陥ると思うので、出来るだけ早急に不感地帯を解消するようにお願いしたいと思います。

a uさんでも、工事用に利用しているだけであって、実際乗車してるとa uさんも全く繋がらんという状況らしいんです。私も確認したんですけども、ほぼ繋がらない状態なので、その辺またひとつよろしくお願いたしたいと思います。

続いて、3つ目の質問をさせていただきます。盛土規制法についてお伺いをいたします。

令和3年7月、静岡県熱海市で起きた大規模な土石流災害は、危険な盛土によるものでございました。日本国内には、危険な盛土等に関する法規制が十分に行き届いていないエリアが多数存在します。こうした状況を踏まえて、日本政府は宅地造成等規制法を抜本的に改正し、土地用途にかかわらず、危険な盛土を包括的に規制する法律として、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行を令和5年5月26日に開始いたしました。

この法律では、主に以下の4項目に関して説明されております。1つ目は隙間のない規制。2つ目は盛土等の安全性の確保。3つ目は責任所在の明確化。4つ目は実効性のある罰則の措置。このうち、1つ目の隙間のない規制の中には、一つ、「都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定」、2つ目は「農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする」という記載があります。

本法律の施行に関連し、県指定の規制区域が本町に存在するのをお伺いいたします。

また、「区域指定に市町村が関与できる仕組みを導入」という事項では、県による市町村への意見聴取、市町村から県への指定申請といった施策が紹介されております。本町にて計画が進む風力発電施設の建設に関する影響があるのかについても、重ねてお伺いをいたします。

○議長（喜村喜代治君） 中村建設整備課長。

○建設整備課長（中村公一君） ただいまの盛土規制法についてお答えいたします。

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、現在、福井県では市街地や集落、その周辺など、人家等に危害を及ぼし得るエリアを指定する「宅地造成等工事規制区域」と、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から人家等に危

害を及ぼし得るエリアを指定する「特定盛土等規制区域」の指定に向けた基礎調査を、令和5年度末の完了を目指し、着手しているところであり、今後、関係市町と調整しながら規制区域の検討が行われる予定であります。

この基礎調査の終了後には、県から関係市町に対し、規制区域の案が示され、市町の意見聴取を経て、区域の指定が行われることとなります。現在は、この基礎調査が始まったばかりの段階でございますので、議員のご質問にある、本町内における規制区域ですとか風力発電施設の建設に関する影響については、県の担当部局が行う作業の進捗状況を注視しながら、本町における区域指定について、県との協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 山本徹郎君。

○4番（山本徹郎君） 少し私の質問が早過ぎたかなという感じでしたがございましたけれども、一応、令和5年度末の完了を目指して基礎調査完了していくということでございますので、その調査完了後にまた県から町に対して、このエリア指定と指導があれば速やかにご報告をまたお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（喜村喜代治君） これにて山本徹郎君の質問を終わります。

次に、

1. かひる川流域に指定した「南越前町災害危険区域」について
  2. 災害危険区域に指定された地域の固定資産税減額について
- 3番 高橋宏介君。

〔3番（高橋宏介君）登壇〕

○3番（高橋宏介君） それでは、一般質問させていただきます。

かひる川流域に指定した「南越前町災害危険区域」について。

1つ目、南越前町災害危険区域に関する条例の制定について伺います。

今年3月の定例会で、建築基準法第39条の規定に基づき、1級河川鹿蒜川流域において、災害危険区域の指定についての条例が制定されました。

災害危険区域とは、自然災害の危険性が高い区域を指定して、区域内の建物を制限や禁止することで災害による被害の増大を防ぐものです。自然災害から町民の生命を守ることを目的として、居住する建築物を制限いたします。



南越前町災害危険区域に関する条例は、今年の4月1日より施行されております。今後、指定を受けた地域は、車庫、倉庫、工場、事業所、店舗などの居住用の建物でないものは建築可能とされておりますが、居住の用に供する建築物は建築できません。当該建築物がただし書に該当する建築物である場合は、建築工事に着手する前に町長に申請を行い、認定を受けなければなりません。既存不適格建築物になっても、指定される前から建っている住居については住み続けることができます。ただし、住居の建て替えや増築は行えません。地権者にとっては大きな利用制限となります。

今回、災害危険区域に指定された区域の中で、住居が建っている区域は、大桐区、南今庄区、上新道区、下新道区の部分的な区域、栄区については全体の8割ほど、かひるニュータウンは全域であります。現在住まわれている多くの住民の方が災害危険区域の対象となりました。地権者の方々は、自分の住居が災害危険区域に指定されたことによって、土地の利用に制限がかけられてしまったことを知っているでしょうか。

また、町は条例の中で経過措置として、条例の施行前に住居を所有している者、または被災に遭った区域内において住居を再建する予定のある者については、36か月間は規定を適用しないとしているため、令和8年3月までは制限を受けることなく建築が行えます。このような経過措置が期限付であることを知っているでしょうか。

鹿蒜地区の方と話をしていると、災害危険区域に指定されたことは知っていたりしますが、ほとんどの方々が正しく理解をしておりません。地権者に対しての一定の情報発信は必要であると思います。

町も災害危険区域の指定については周知をされるよう、指定区域の範囲や条例等の内容を閲覧出来るようにしておりますが、不十分だと思います。今後の対応を伺います。

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）ただいまの高橋議員の町の災害危険区域に関する条例の制定についての関連について回答をさせていただきます。

鹿蒜川流域については、復旧・復興を迅速かつ確実に進めるため、下流における改修を待つことなく、輪中堤や遊砂池などの整備を加えた原形復旧事業により被災箇所における再度の災害を防止していく、ということにしております。

この輪中堤や遊砂池などの整備を加えた原形復旧事業の国の採択を受けるためには、災害危険区域の指定による土地利用規制を行うことが求められているため、本町においても条例を制定いたしたところであります。

土地利用規制を行うことについては、対象区域内の方への説明会を令和4年12月、そしてまた令和5年3月に、復旧工事を実施する県とともに実施したほか、県の河川整備計画に係るパブリックコメントを通じた意見聴取を行っております。

一方、これまでに開催した説明会においては、対象区域内の全ての方が出席していなかったことから、議員ご指摘のとおり関係者への周知を深めることが必要と考えております。

今後、県の工事進捗説明と併せて災害危険区域に関する周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君） 2つ目の災害危険区域の指定範囲について伺います。

今回の災害危険区域に指定された区域は、去年の8月5日の豪雨災害で被災された区域であります。今後、鹿蒜川流域には輪中堤が建設されます。輪中堤は、河川が氾濫した時、農地などに水を逃がして住居を守るためのものです。農地は守りませんが、住居は守ります。

輪中堤の建設によって、住居のある場所は安全になると聞いていました。全ての住居とはいきませんが、少しでも住居のある地域を災害危険区域の範囲から除くことはできなかったのでしょうか。輪中堤を建設しても自然災害の危険性は残るといふ判断であったのかを伺います。

○議長（喜村喜代治君） 桶田総務課長。

○総務課長（桶田隆治君） 災害危険区域の指定範囲についてお答えさせていただきます。

鹿蒜川流域におきましては、工事が完了するまでの間、浸水被害の増大を招かないよう、県との協議によりまして、工事施工前の現時点において被害が想定される範囲を災害危険区域として指定したものであります。

ただし、経過措置といたしまして、現に家屋を所有している方や、河川構造物の設置を予定している区域を除きます被災区域内におきまして家屋を再建する予定

のある方につきましては、令和8年3月までは規制が適用されないこととなっております。

また、指定した区域内におきまして、今後、輪中堤などの整備によりまして家屋への浸水が防御され、安全性が確保された場合、当該区域の規制を順次解除していくことを考えております。

まずは、県と連携いたしまして復旧事業を速やかに完了するよう努めますとともに、経過措置が適用されている期間内に規制の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君）高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君）南越前町災害危険区域に関する条例を制定したのは、鹿蒜川流域の復旧・復興を迅速に行うために必要なことであると。そのことは理解しております。ですが、町民の安心・安全を守るためとはいえ、地権者には大きな利用制限をかけてしまいます。このことについては、町にも真摯に受け止めていただいて、町民に寄り添う気持ちを持っていただきたいです。

現在、鹿蒜地区では、復旧・復興の事業計画について地元への協力と理解を求めているところですが、中には輪中堤が整備されると安全性が確保されると説明を聞いていたのに、災害危険区域に指定されてしまったと。それなら、嫌な思いをしてまで輪中堤などの整備をしてもらいたくないと、そういう声があります。

被災した地域を全て災害危険区域に指定したのは、今答弁いただきました輪中堤を整備するために必要なことであり、それが整備され、安全性が確保されれば順次、災害危険区域から解除していく予定であると。そういうことは地元に対してしっかりと伝えておかないと、今後の迅速な復旧・復興に支障を来す恐れがあるなど心配しておりますし、町民の方が要らない誤解とか認識を生まないようお願いいたします。

ただ、今段階においては、まだ明確に輪中堤や沈砂池などの河川計画が決まってませんので、どのぐらいの範囲、地域が指定解除されるのか、そういうことはまだ今の段階ではなかなか言い難いだろうと思っておりますが、地権者の方も予定や計画というのはありますので、経過措置3年の間に指定解除されると、そういうことであれば何の影響もありませんので気にする必要はないと思っておりますが、もし指定解除されない場合、住居の建築や建て替えをもし考えている住民の方がいるのであれば、この3年以内に建築しないといけない。そういうことにもなってしまいますので、町には輪中堤が整備されたことでどれぐらいの地域の安全性が確保できるのか、そういうことをなるべく早く情報を確認していただいて、地権者の方らに対して、解

除できる、できない、そういう見込みを少しでも早く伝える努力をしていただきたいなと思います。

また、危険区域などに指定されてしまうと、どうしても過疎化が進むと聞いております。少しでも多くの住居を指定解除して、過疎化に拍車のかからないように安全性が確保できる復旧・復興事業をよろしくお願いします。

次に、災害危険区域に指定された地域の固定資産税の減額について伺います。

固定資産税の価格は、総務大臣が定めた固定資産税評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、この価格をもって課税標準額を算定いたします。このようにして決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録され、納税義務者の縦覧に託されます。

災害危険区域に指定された場合は、国の固定資産税評価基準というのは下方修正されるものなのではないでしょうか。されるのであれば、それに基づいて町長が減額すればいいことです。しかし、国の固定資産評価基準が変わらないのであれば、町の見解も示していただきたいです。

今後、住居が建築できなくなり、住居以外の建物を建てるにも許可が必要になるなど、土地には大きな利用制限がかかります。また、一般的には災害危険区域に指定されると、不動産価値は下がります。なのに町の評価が変わらず、固定資産税が変わらないというのは不自然であると思います。

固定資産税の課税額は、町長が決定することができるのですから、土地の評価額を見直して固定資産税の減額も図るべきです。また、ほかの市町では災害危険区域や特別警戒区域に指定して建築物に制限をかけた場合には、固定資産税の減額を行っているところがたくさんあります。町長の見解を伺います。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

○町長（岩倉光弘君） ありがとうございます。

災害危険区域に指定された土地の固定資産税については、県内で災害危険区域の指定を行っている自治体においては、指定したことによる固定資産税の減額は行っていないと聞いております。

今後、災害危険区域に指定されている土地の評価額については、復旧事業の状況や不動産鑑定士による鑑定評価、また、ほかの市町村の事例などを参考にしまして、経過措置が適用されるよう期限内に検討してまいりたいと思います。

なお、本町の土砂災害特別警戒区域に指定されている土地の固定資産税については、宅地の評価額について、画地のうち土石流の土砂災害特別警戒区域に指定されている面積の割合に応じて、10%から30%の減額補正を行っております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君）高橋宏介君。

○3番（高橋宏介君）災害危険区域に指定されていても、経過措置が適用されておりますので、現在は厳しい利用制限はかかっておりません。今のところは固定資産税については、不自然さは感じておりません。これからの3年間の中で、復旧・復興事業を行い、安全性を確保しながら災害危険区域の解除を行っていくとのことです。しかし、経過措置が無くなり、解除されなかった住居については、やっぱり考えていただかなければなりません。

私は、災害危険区域に指定されたことで特別に固定資産税を見直すべきと、そう言っているのではありません。指定されると、土地に大きな利用制限がかかります。そのため、不動産価値は下がってしまうのだから、固定資産税も同時に下がるのが自然なことなのではないかと言っております。また、町もこれらの要件が土地の評価に影響を与える、そういうことは予想できるはずであります。土地の価値が上がれば上げる、下がれば下げる、それが適正な課税の在り方であると思います。市場の評価額に対して町の評価額がずれることのないように、町の評価額の見直しに市場と後れを取ることのないようお願いいたします。

また、県内のほかの市町の事例では、固定資産税の減額は行っていないと、そういうことではありますが、置かれている状況というのは各市町では違うと思います。特に今回災害に見舞われました鹿蒜地区は、過疎化、高齢化、この大きな問題がございます。固定資産税の評価額、課税額というのは、町長が決めることができるのでありますから、うちの町の過疎化、高齢化、このことをしっかりと考えていただいて、ほかの市町の参考というのをあまり重要視せずに、猶予期間のあるこの3年間の中でしっかりと検討していただきたく思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（喜村喜代治君）これにて高橋宏介君の質問を終わります。

---

閉 議

○議長（喜村喜代治君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前12時00分〕

第 3 号 6月16日(金)

出席議員(敬称略) 11名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平
10番 喜村喜代治	11番 平谷弘子	

欠席議員(敬称略) 12番 山本 優

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉光弘		
副町長	北野 徹		
総務課長	桶田隆治	観光まちづくり課長	中村勝典
町民税務課長	布川名都子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長	初 一 剛	建設整備課長	中村公一

(教育委員会)

教 育 長	上田康彦	事 務 局 長	市村 誠
-------	------	---------	------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	清水 幸	書 記	奥谷恵美
--------	------	-----	------

議事日程(別紙のとおり)

## 会議に付した事件

- 議案第 52 号 令和 5 年度南越前町一般会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 53 号 令和 5 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 54 号 令和 5 年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 55 号 令和 5 年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 56 号 令和 5 年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 57 号 令和 5 年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 58 号 令和 5 年度南越前町下水道特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 59 号 令和 5 年度南越前町水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 60 号 町道路線の変更について
- 議案第 61 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 62 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 63 号 財産の取得について
- 議案第 64 号 財産の取得について
- 陳情第 4 号 保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情
- 各常任委員長報告
- 自然保護並びに環境保全対策特別委員長報告
- 議案第 65 号 南越前町監査委員の選任について
- 議案第 66 号 南越前町農業委員会委員の任命について
- 議案第 67 号 南越前町農業委員会委員の任命について
- 議案第 68 号 南越前町農業委員会委員の任命について

- 議案第 69 号 南越前町農業委員会委員の任命について
- 議案第 70 号 南越前町農業委員会委員の任命について
- 議案第 71 号 南越前町農業委員会委員の任命について
- 議案第 72 号 南越前町農業委員会委員の任命について
- 議案第 73 号 南越前町農業委員会委員の任命について
- 議案第 74 号 南越前町農業委員会委員の任命について
- 議案第 75 号 南越前町農業委員会委員の任命について



---

開 議  
〔開会 午後 3時31分〕

○議長（喜村喜代治君）本日、山本 優議員から欠席届が提出されております。本日の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、本日の日程に入ります。

日程第1 議案第52号 令和5年度南越前町一般会計補正予算(第2号)から  
日程第13 議案第64号 財産の取得についての13議案及び、日程第14  
陳情第4号「保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情」について、を議題といたします。

---

常任委員長の報告

○議長（喜村喜代治君）これらの案件につきましては各常任委員会に付託し、すでに審議を終えておりますので、各常任委員長の報告を求めることにいたします。はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）総務文教常任委員長 7番 城野庄一君。

〔総務文教常任委員長 登壇〕

○7番(城野庄一君) 総務文教常任委員会よりご報告をいたします。

今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました案件審査のため、6月13日に委員会を開催いたしました。

付託を受けました 議案第52号 令和5年度南越前町一般会計補正予算(第2号)のうち総務文教常任委員会に関わる分及び議案第61号 工事請負契約の締結についての2議案について関係理事者の出席を求めて、所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、原案のとおり認めることに決定をいたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

〔総務文教常任委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、産建厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）産建厚生常任委員長 4番 山本徹郎君。

〔産建厚生常任委員長 登壇〕

○4番（山本徹郎君）産建厚生常任委員会より ご報告いたします。

今期定例会において、産建厚生常任委員会に付託されました案件審査のため、6月14日に委員会を開催いたしました。付託を受けました議案第52号 令和5年度南越前町一般会計補正予算（第2号）のうち産建厚生常任委員会に関わる事項並びに、議案第53号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第1号）から議案第59号 令和5年度南越前町水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算に関する8議案、次に、議案第60号町道路線の変更について及び議案第62号 工事請負契約の締結についてから議案第64号 財産の取得についてまでの4議案につきまして、関係理事者の出席を求めて、所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。また、審査の過程においても、特に指摘するような案件は、ありませんでした。

次に、産建厚生常任委員会に付託の陳情第4号「保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情」は、採決の結果、「趣旨採択」といたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案の、審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

〔産建厚生常任委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、産建厚生常任委員長の報告を終わります。  
これより、産建厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

討 論 ・ 採 決

○議長（喜村喜代治君）これより、議案第52号 令和5年度南越前町一般会計補正予算(第2号)から議案第59号 令和5年度南越前町水道事業会計補正予算(第2号)までの8議案を一括して、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第52号から議案第59号までの8議案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。

よって、議案第52号から議案第59号までの8議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 町道路線の変更についてから議案第64号 財産の取得についてまでの5議案を一括して討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第60号から議案第64号までの5議案を一括して採決いたします。議案第60号から議案第64号までの5議案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。

よって、議案第60号から議案第64号までの5議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第4号「保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。陳情第4号に対する産建厚生常任委員長の報告は、「趣旨採択」とするものであります。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、産建厚生常任委員長の報告のとおり「趣旨採択」とすることに決定しました。

---

#### 特別委員長の報告

○議長（喜村喜代治君）次に、本定例会中に自然保護並びに環境保全対策特別委員会を開催しましたので自然保護並びに環境保全対策特別委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）自然保護並びに環境保全対策特別委員長 3番 高橋 宏介君。

〔自然保護並びに環境保全対策特別委員長 登壇〕

○3番（高橋 宏介君）自然保護並びに環境保全対策特別委員会より報告いたします。去る、6月15日、第1委員会室において、本委員会を開催いたしました。

現在、本町で計画がされている3つの風力発電事業のうちの、中部電力株式会社及び株式会社OSCFが事業主体である「(仮称)鉢伏山風力発電事業」について、事業者から本計画の概要と設計の考え方や騒音・超低周波調査などの説明を受け、議員各位からは、この地方の雪質や冬場の雷の多さ、去年の豪雨などの気象条件を考慮した計画か、また、これまで風力発電に対し、議会・町・県・国も厳しい回答

を出しているが、災害の影響に対応し、地元の理解が得られるものかなどの意見が出され、事業への質疑を行いました。

当委員会としましては、今後も風力発電事業について、事業者からの説明を求めながら、事業の動向を慎重に見極めて継続審議してまいりたいと存じます。

以上、自然保護並びに環境保全対策特別委員会の報告といたします。

〔自然保護並びに環境保全対策特別委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、自然保護並びに環境保全対策特別委員長の報告を終わります。

これより、自然保護並びに環境保全対策特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。

---

#### 追加議案の上程

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第15議案第65号 南越前町監査委員の選任についてから日程第25議案第75号 南越前町農業委員会委員の任命についてまでの11議案について一括して議題といたします。

---

#### 提案理由の説明

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日、追加提案いたしました各案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。提案いたしました議案は、人事に関するものが11件であります。

最初に、議案第65号 南越前町監査委員の選任についてであります。普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選出する委員 山本 雄治氏が、令和5年6月23日をもって任期満了となりますので、再度、南越前町牧谷 山本 雄治氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第66号から議案第75号までの、南越前町農業委員会委員の任命についてありますが、全委員が、令和5年7月31日をもって任期満了となりますので、議案第66号では、南越前町東大道 加藤 幹雄氏を、議案第67号では、南越前町脇本 今村 晃一氏を、議案第68号では、南越前町牧谷 山内 正美氏を、議案第69号では、南越前町堂宮 岩端 猛志氏を、議案第70号では、南越前町上別所 井上 昇氏を、議案第71号では、南越前町湯尾 堀井 武司氏を、議案第72号では、南越前町馬上免 石山 清孝氏を、議案第73号では、南越前町南今庄 井上 重治氏を、議案第74号では、南越前町合波 小不動 勝史氏を、議案第75号では、南越前町甲楽城 神戸 一喜氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものがあります。

以上、追加提案いたしました11議案について、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

〔 町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第65号から議案第75号までは、人事案件でありますので、慣例によりまして、質疑、討論を省略して、ただちに採決を行いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は質疑・討論を省略して、ただちに採決することに決定いたしました。

---

採 決

○議長（喜村喜代治君）これより採決を行います。

議案第65号 南越前町監査委員は、原案どおり 山本雄治氏を選任することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、原案とおりに同意することに決しました。

次に、議案第66号 南越前町農業委員会委員に加藤幹雄君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第67号 南越前町農業委員会委員に今村晃一君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第68号 南越前町農業委員会委員に山内正美君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第69号 南越前町農業委員会委員に岩端猛志君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第70号 南越前町農業委員会委員に井上昇君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第71号 南越前町農業委員会委員に堀井武司君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第72号 南越前町農業委員会委員に石山清孝君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第73号 南越前町農業委員会委員に井上重治君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第74号 南越前町農業委員会委員に小不動勝史君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第75号 南越前町農業委員会委員に神戸一喜君を任命することについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決しました。

---

## 閉 会

○議長（喜村喜代治君）以上で、本日の本会議の日程は、終了いたしました。

閉会にあたり、岩倉町長より発言を求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）令和5年6月定例議会の終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げます。

初日の6月9日に、この本会議場におきまして、私どもが提案させていただきました補正予算など13議案および、本日追加提案をさせていただきました11議案全てを可決いただきまして、誠にありがとうございました。

本議会において可決いただきました令和5年度南越前町一般会計補正予算（第2号）につきましては、昨年8月の大雨による被災箇所の復旧に要する経費や、物



価高騰の影響を受けている事業者等への支援に要する経費に加えまして、各集落からのご要望を実現するための経費を計上させていただきました。その他の補正予算も含め、今後速やかに着手をまいります。また、各集落からご要望をいただきました事業につきましては、各区長をはじめ地元の皆さまのご協力のもと着実に実施してまいります。

また、一般質問をはじめ議員各位からのご意見に対しましても、職員が一丸となりまして、誠意をもって真摯に対応させていただきます。

今後も、町民の皆さま方が、安全に、また安心して、生き活きと暮らすことができるまちづくりを実現できるよう、国、県をはじめ、幅広い関係者との連携を深めながら、鋭意取り組んでいく所存であります。

最後に、議員の皆さま方のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、各案件に対しまして、慎重に審議していただき、それぞれ妥当なるご決議をいただきましたこと、また、今期定例会の運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、町長をはじめ理事者各位におかれましては、会期中、一般質問をはじめ、議員が申し述べましたことを、町政に反映していただき、南越前町の更なる発展のためにご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

先日、新潟地方气象台より北陸地方も梅雨入りしたとの発表がありました。これから昨年のような局地的な大雨により、河川の氾濫や土砂災害などが本町でも危惧されます。災害発生を予測し、議会といたしましては、町民の生命財産を守るため、行政が取り組む防災対策等に対しまして、全力で支援する所存でございます。

最後になりますが、梅雨の長雨や異常気象による気候の急激な変動が予想され、心配なところではございますが、各位におかれましては、体調管理には十分留意されますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

これをもちまして、令和5年6月 南越前町 議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後3時55分〕